

災害弔慰金の支給を単独で受けた遺族に対する他の遺族からの不当利得返還請求

【文 献 種 別】 判決／仙台高等裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 3 月 13 日

【事 件 番 号】 令和 5 年（ネ）第 311 号

【事 件 名】 不当利得返還請求控訴事件

【裁 判 結 果】 棄却（確定）

【参 照 法 令】 民法 703 条・704 条、災害弔慰金支給法 3 条

【掲 載 誌】 判タ 1531 号 111 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25622703

関西大学教授 村田大樹

事実の概要

$X_1 \cdot X_2$ （原告・控訴人）および Y （被告・被控訴人）は、いずれも亡 Z の子である。 Z が東日本大震災の津波被害によって死亡した後、 Y は、 N 市（名取市）から、災害弔慰金 250 万円（「本件災害弔慰金」）の支給を受けた。これに対して、 X_1 は、自己の法定相続分に他の相続人（他のきょうだいの子ら）から譲り受けた相続分を加えた 9 分の 4 に当たる額を、 X_2 は、自己の法定相続分 6 分の 1 に当たる額を、それぞれ Y に対して不当利得に基づいて返還請求した。

原審は、本件災害弔慰金の支給対象者については、条例上、血縁関係の存在だけでなく死亡者との実生活上の関わり合いも一定程度判断要素に取り込んでその先後や順位が規定されているなどとして、 Y に法律上の原因がないとはいえないとした。 X らが控訴。

なお、 X らは、 Y が支給を受けた義援金と、 Y が同意なく引き出した Z の預金についても不当利得を主張しているが、紙幅の都合上省略する。

判決の要旨

控訴棄却。

「(1) 災害弔慰金制度は、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）3 条 1 項に基づき、市町村が、条例の定めるところにより、政令で定める一定規模以上の自然災害（東日本大震災も含まれる。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する制度であり、その遺

族の範囲については法 3 条 2 項において定められ、災害弔慰金を受けることとなった者の支給を受ける権利の譲渡等及びこの権利を差し押さえることは禁じられている（法 5 条の 2）。

N 市においては、災害弔慰金の支給等に関する条例（条例）3 条により、市民が災害弔慰金の支給対象となる自然災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給することを定め、同 4 条は、その遺族の範囲及び順位につき、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にすること、この点において同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とすること、同順位の父母については養父母を先に、実父母を後にすることなどを定めるほか、同条 3 項は、遺族が遠隔地にある場合その他の事情により上記の順位の定めにより難しいときは、その定めにかかわらず、市長が適当と認める者に支給することができる旨を定め、条例施行規則 2 条は、その支給に当たり、市長は、死亡者の遺族に関する事項その他の必要と認める事項につき調査を行うものとしている。その上で、条例 4 条 4 項は、同条 3 項の場合を含め、同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす旨を定めている。

以上のような法令の定めを鑑みれば、災害弔慰金制度は、肉親等の死亡の原因が自然災害であるために、どこからの救済も望めないというやり場のない遺族の心情に配慮し、災害により死亡した者に哀悼の意を表するとともに、その遺族に生じた個人的被害に対する救済にも配慮したものと

うことができ、受給権に基づくのではなく、自然災害による死亡という事実に対し、市町村の措置として、一定の金銭を支給するものである……。そして、条例4条は、上記のような遺族の心情など本来順位付けが困難な事柄に関し、上記災害弔慰金制度の趣旨に鑑み、血縁関係の存否や濃淡に必ずしも拘泥することなく、死亡者と遺族との実生活上の関わり合い等の諸事情を一定程度判断要素に取り込み、最終的には市長の裁量的判断によって、災害弔慰金の支給対象者となる遺族を決定するものということができる。

本件災害弔慰金については、N市において、Yからの申請に基づき、死亡者により生計を主として維持していた遺族がないことを前提に、条例4条1項及び2項により順位に先後がない遺族が複数あるなかで、Yに対し250万円を支給することを決定し、Yはこれに基づいて支給を受けたのであるから……。Yが本件災害弔慰金250万円を取得したことに法律上の原因がないということとはできない。

(2) これに対し、Xらは、亡Zの死亡に対する災害弔慰金の支給につき、XらとYとの間に条例4条1項及び2項により定められる順位の先後はなく、条例には同順位の遺族間における災害弔慰金の分割割合に関する規定はないところ、同条4項が同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなすと定めていることから、同順位の遺族は等しく災害弔慰金を受給する権利を有していると解すべきであり、そうすると、Yは、本件災害弔慰金のうち、控訴人X₁の相続分9分の4相当額及び控訴人X₂の相続分6分の1相当額を法律上の原因なく取得したことになると主張する。

しかし、条例4条3項は、同条1項及び2項により順位を定めることができる場合であっても、遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、その順位により難しいときは、遺族のうち市長が適当と認める者（死亡者の葬祭を行った後順位者など。……）に支給することができる旨を定めているのであって、同条1項及び2項により順位に先後のない遺族は等しく災害弔慰金を受給する権利を有するなどとは定めていない。むしろ、同順位の遺族が2人以上あるときは、上記(1)の災害弔慰金制度の趣旨に照らして支給対象者たるにふさわしい者に支給するのがその本来の在り方と

いうべきである。同条4項の規定は、支給を受けるべき遺族が複数ある場合にそのうちの1人に対してされた支給の法的効果をもっぱら支給者側の見地から定めたものにすぎず、順位に先後のない遺族が災害弔慰金につき当然にその相続分相当額を取得する具体的な法的権利を有することを定めたものとはいえない。

そうすると、現に災害弔慰金の支給を受けた遺族との間に条例4条1項及び2項による順位の先後がない遺族であるからといって、それだけで直ちに、当該災害弔慰金につき、当該死亡者の相続において相続人として有する相続分に応じた額（以下、単に「相続分相当額」ということがある。）を取得する具体的な法的権利があるということとはできない。

Xらは、Xらが亡Zの子であり、その相続につき相続分を有する者であること以外に本件弔慰金の支給を受けるべき者であることにつき具体的な事実に基づく主張立証をしておらず、本件災害弔慰金につき、Xらにそれぞれ相続分相当額を取得する具体的な法的権利があると認めることはできない。したがって、これがあることを前提としてYに当該相続分相当額を受領する法律上の原因がないとするXらの主張は採用できない。

以上によれば、本件災害弔慰金に係るXらの不当利得返還請求は、理由がない。

(3) なお、本件災害弔慰金につきXらにそれぞれ相続分相当額を取得する具体的な法的権利がないことをひとまず措いて、上記(1)の災害弔慰金制度の趣旨に照らして検討しても、証拠……及び弁論の全趣旨によれば、Yは、両親である亡Z及び亡父H（以下「亡H」という。）と同居して実家の跡を継ぐものと思われていた二男Cが平成4年頃に家を出た後、四男B、五男Iとともに、亡Hが抱えた多額の債務の返済等を同人の死後に至るまで援助し続け、平成15年頃までには亡Zの身の世話を主として担うようになり、平成18年には仕事を辞めて亡Zの介護に当たり、亡Zの入院や施設への入所を援助し、施設入所後は亡Zに替わって実家に住所を移してその維持等に努めるなど、亡Zとの実生活上の関わりが極めて深かったこと、東日本大震災では自らも被災したなかで、亡Zの葬儀の手配等も担っていたことが認められ、災害弔慰金制度の趣旨に照らし、本件災害弔慰金の支給を受けるにふさわしい遺族であ

ることができる。したがって、本件災害弔慰金を取得したことにつき、実質的な意味でも法律上の原因を有することが明らかというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、災害弔慰金¹⁾が遺族の1人に支給された場合において、他の遺族が民事訴訟を通じて——不当利得に基づき——分配を請求することができるかが問われたものである。この点を判断した判決は管見の限り見当たらないが、ADR等で解決されるものも含めて潜在的な紛争は少なくないと思われる²⁾。

災害弔慰金の支給を受ける遺族の範囲と順位について、N市の条例は、第4条1項・2項で、生計関係・親族関係に即した順位を定め、その後以下に以下の条項を置く（判決の要旨（1）を参照）³⁾。

第4条3項 「遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。」

同条4項 「前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。」

二 判決の構成

本判決は、3つの観点から不当利得を否定している。①災害弔慰金の支給は受給権ではなく市の措置として行われるものであり、支給対象者は「最終的には市長の裁量的判断によって」決定されるものであること——それゆえYの利得が正当化されること——（判決の要旨（1））、②条例4条1項・2項の基準で同順位というだけで等しく権利を有する旨の定めはなく、「支給対象者たるにふさわしい者」に支給すべきであるところ、Xらは「支給を受けるべき者」である具体的事実の主張立証をしていないこと——それゆえXらに支給を受ける権利がないこと——（判決の要旨（2））、③亡Zとの関係に照らして実質的に見ても、Yが「支給を受けるにふさわしい遺族」であること——裁量判断が誤っていないこと——である。

本判決のいう裁量が条例4条3項に基づくものなのかは、要件への当てはめが明示されていないこともあり、必ずしもはっきりしない。しかし、判決の要旨（1）でも（2）でも、裁量の存在を述べる前に3項の存在に触れていることからすると、これが根拠になっているといつてよいと考えられる。法令の趣旨にも触れられているが、これは3項の適用範囲についての指針として用いられていると解することができる。この裁量の範囲については後述する（四）。

本判決が直接に述べているのは、あくまでN市が誰に支給すべきかについてであり、XらとYの関係ではない。しかし、不当利得法の一般理論に従えば、AがBから受け取った給付がCとの関係で不当利得（侵害利得）となるには、CがBから給付を受ける権利を有していることが必要である（典型的には、表見債権者Aによる弁済受領が真の債権者Cとの関係で不当利得となる場合）。これに照らすと、条例4条3項によりYへの支給が決定されれば、Xらは無権利であって不当利得は生じないことになる。

三 請求が認められる可能性

他方、判決の要旨（2）は、原告が、自身も「支給を受けるべき者」であると立証できれば、請求が認められることを示唆する。自身が優先されるべきであることを立証できた場合も同じだろう。もっとも、判決の要旨（1）は、災害弔慰金の支給は受給権に基づくものではないとしている。そうすると不当利得の根拠が問われることになるが、条例の定めにして抽象的・潜在的な権利があるということではできるように思われる。支給を受けなかった遺族が自己の優位を立証できた場合は、この権利に基づき、侵害利得として全額の返還を求めることができると解される。

では、3項の基準によっても、または3項が適用されず、同順位となる場合はどうか。判決の要旨（2）は、条例4条4項が同順位の遺族の1人への支給を「全員に対してなされたもの」とみなしている点について、あくまで支給者から見た法的効果を定めたに過ぎず、同順位の遺族に支給を受ける権利を認めたものではないとしている。たしかに同項は積極的に権利を定めるものではない。しかし、上記のように条例4条1項から3項の内容に即した権利があるとすれば、同項はこ

れを否定するものではない。

例えば「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」6条も、「〔同順位〕ではなく「権利を有する者が数人ある場合」と表現したうえでであるが）1人への支給を「全員に対してしたものとみなす」と定めている。この規定について行政不服審査会平成28年度答申2号7頁は、「特定の1人が権利裁定を得て記名国債の交付を受けたとしても、これによって、その者に対し、他の権利者の権利を消滅させて特別弔慰金を独占することを認めるものではなく、記名国債の交付後に権利者間で調整が行われることが予定されている」としている⁴⁾。また、厚生労働省社会・援護局援護・業務課「第11回特別弔慰金事務処理マニュアル」には、「同順位者は同じ権利を持っており、そのうちの1人が代表して請求し、権利の裁定を受けた場合、他の同順位者にも各々の持分がある」との説明があり(6頁)、その割合は等しいとされている(8頁)⁵⁾。

これらはあくまで行政実務上の指針に過ぎないが、同順位の遺族に同じ権利があると解することはできそうである。同順位の遺族は連帯債権者の関係に立ち、支給を受けなかった遺族には、等しい割合での分配請求が認められてよい。

なお、同順位者間で分配請求ができるとした場合、X₁が行ったように、他の遺族から権利を譲り受けることができるのかも問題となる。法5条の2は支給を受ける権利の譲渡等を禁じるが、同順位者間であれば、支給を受ける割合の問題として合意に委ねても構わないのではないだろうか。しかし、本事案での譲渡人は死亡者の孫であり、YやXらよりも後順位のためそもそも権利がなく、いずれにせよX₁の主張はとおらない。

四 裁量の範囲

問題となりうるのは、本判決が依拠した裁量の範囲である。

昭和49年2月28日厚生省社会局長通達は、各市町村に対して条例準則を示す中で、「〔1項・2項の〕順位を絶対的なものとせず、先順位者が遠隔地にいる場合等については、葬祭を行った後順位者に支給する等、……実情に応じて適当と認める者に支給することとされたい」と述べている(第二の四の(3))。あくまで条例制定の指針を示したもののだが、法令の背後にこの考え方があるとすれば、条例4条3項の「その他の事情」の解釈と

しても、各遺族と死亡者の関わりに照らした緩やかな判断が許されることになるだろう。本事案でYを優先させた判断も、是認される。

これに対して、3項の適用範囲を制限的に解するものとして、仙台高判平27・11・13(LEX/DB25541847)がある⁶⁾。それによれば、3項が適用されるのは、1項・2項に従うと「遺族の心情に配慮し死亡者に対する哀悼の意を表するという災害弔慰金制度の趣旨に照らして不合理となる場合」に限られるとされ、1項・2項の定める形式的順位が重視される。この裁判は、1項・2項の基準で後順位となる遺族に支給決定がされ、不支給決定を受けた他の遺族が市にその取消しを求めたものであり、本判決とは事案を異にするが、示された判断基準は本件の事案にも用いることができるだろう。この考え方による場合、本判決は裁量を逸脱するものとなりうる。そのときは、XらとYは同順位として扱われることになる。

●——注

- 1) 災害弔慰金制度について詳しくは、佐藤隆『自然災害に対する個人救済制度〔改訂版〕』(中央法規出版、1987年)、宮本ともみ「災害関連死の審査について」アルテスリベラレス92号(2013年)67頁、宮本ともみ「災害関連死問題に対応するための課題」松岡勝実=金子由芳=飯孝行編『災害復興の法と法曹』(成文堂、2016年)29頁、中村万里絵「災害弔慰金の支給対象者について」中央大学大学院研究年報46号(2017年)149頁。
- 2) 仙台弁護士会紛争解決支援センター編『3.11と弁護士』(きんざい、2013年)では、異順位の遺族への分配や(114頁)、同順位の遺族のうち誰が受給手続をするかについて(141頁)、ADRの申立てがされた事例のあったことが紹介されている。
- 3) 各市町村の条例の内容は、昭和49年2月28日厚生省社会局通達「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律等の施行について」で示された条例準則に依拠している(ただし、2011年8月30日に災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、一定の要件のもとで支給対象者の範囲が兄弟姉妹に広がったことを踏まえ、各市町村の条例も改正されている)。
- 4) 総務省ウェブサイト(https://www.soumu.go.jp/main_content/000470230.pdf (2025年10月30日閲覧))。
- 5) 内閣府ウェブサイト(https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_h30fu_12mhlw_37d_1.pdf (2025年10月30日閲覧))。
- 6) この判決については、中村・前掲注1)159頁以下を参照。